

患者さん・ご家族のみなさんへ

医師による病状説明等の対応時間について

昨今、医師の長時間労働・過重労働に伴う健康被害については大きな社会問題となっております。当センターにおいても、医療の質や安全を高く保ちつつ、厚生労働省の指導のもと、医師をはじめ職員の負担軽減と労働時間短縮に向けた取り組みが求められています。

つきましては、緊急ではない患者さんの病状説明等は、原則、勤務時間内に行っております。

患者さん・ご家族のみなさんへの病気のことや検査・治療等の説明

勤務時間内

平日 8:30～17:30

ご理解とご協力お願いいたします

※病状の変化や緊急を要すると医師が判断した場合は、随時対応させていただきます。

2022年3月1日

さいたま市民医療センター
院長